

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ミドリ保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤の役員には、別表1に基づき、同表に定める額の範囲内で役員報酬を支給する。但し、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

3 非常勤の理事及び監事には、役員報酬は支給しない

4 評議員には、役員報酬を支給しない

### (報酬額の決定)

第4条 この法人の役員に対する報酬については、評議員の決議に諮り規程を改定して定める。

### (報酬の支給方法等)

第5条 常勤の理事の報酬は年俸制とし、年俸額に12分の1を乗じて得た額を毎月支給する。支給日、支給方法並びに報酬により控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準じる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規定は、令和6年6月18日より改定する。

別表1

常勤の理事報酬

	理事長	常務理事
1人あたり基本報酬上限	10,000,000円	8,000,000円
1人あたり1施設の年間加算報酬		
保育園	1,000,000円	1,000,000円
幼保連携型認定こども園	1,500,000円	1,500,000円
児童クラブ	300,000円	300,000円
<b>報酬上限額</b>	<b>15,000,000円</b>	<b>12,000,000円</b>

※常勤の理事については基本報酬のほか、法人事業への寄付をふまえ、加算報酬を別表1に規定する上限額を超えない範囲で支払うことができる。